

# 一般社団法人 宮崎県獣医師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人宮崎県獣医師会（以下「本会」という。）という。

(区域)

第2条 本会は、宮崎県を区域とする。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

(目的)

第4条 本会は、獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、獣医師の福祉の向上等を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、畜産の振興、公衆衛生の向上及び社会福祉の増進並びに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人と動物の共通感染症予防に関する事業
- (2) 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事業
- (3) 動物愛護及び適正管理の普及啓発に関する事業
- (4) 公衆衛生の向上及び社会福祉の増進に関する事業
- (5) 動物衛生の向上及び食の安全性確保に関する事業
- (6) 自然環境保全に関する事業
- (7) 獣医師の福祉の向上に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 一般会員 宮崎県内に住所又は勤務先を有する獣医師で本会の主旨に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の主旨に賛同する個人又は団体で本会の主旨に賛同して入会したもの
- 2 前項の会員のうち一般会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 一般会員のうち、本会の運営に功績があった者の中から、支部の推薦を経て総会の承認を得た者を名誉会員とすることができる。

(入会)

第7条 一般会員又は賛助会員として入会しようとする者は、その者が所属しようとする支部を経由して、会長が別に定める入会申込書を、会長に提出するものとする。

2 入会の可否は、理事会で決定し、その者が所属する支部を経由して、会長が本人に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名、住所その他会長が別に定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その者が所属する支部を経由して会長にその旨を届け出なければならない。

(会費)

第9条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その者が所属する支部を経由して、会長が別に定める退会届出書を会長に提出するものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があったとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨を1週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1 総一般会員が同意したとき。

2 会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 支部

(支部)

第14条 本会に支部を設け会員を分属するものとし、支部の設置、組織及び運営につ

いて必要な事項は、理事会の決議を経て会長が規程で定める。

(支部長)

第15条 支部に支部長をおく。

2 支部長は、支部毎にその支部に所属する一般会員が選出するものとする。

## 第5章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての一般会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて、随時開催する。

(招集)

第19条 総会は理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総一般会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する一般会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも7日前（ただし、総会に出席しない一般会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、14日前）までに、会議の目的たる事項、日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書を発して会長がこれを招集する。
- 4 前項の規定にかかわらず、一般会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(定足数)

第20条 総会は、一般会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第21条 総会の議長は当該総会において一般会員の中から選出する。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、一般会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、一般会員総数の過半数が出席し、出席した一般会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第24条 総会に出席できない一般会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出すること又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提出することにより、他の一般会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その一般会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第25条 理事又は一般会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について一般会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものと見なす。

(報告の省略)

第26条 理事が一般会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、一般会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものと見なす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 一般会員及び理事の現在数
- (3) 総会に出席した一般会員の数及び理事の氏名（書面議決者及び議決委任者を含む）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか法令に定める事項

2 議事録には、議長及び出席した一般会員の中からその総会において選出された議事

録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上19名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1人を会長とし、会長以外の理事のうち、3名を副会長及び1人を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、一般会員の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行をする。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす

る。

- 3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第34条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第35条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。
  - 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第36条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 規則の制定、変更及び廃止
  - (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第38条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集するときは、少なくともその開催の日の1週間前までに会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事に通知しなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には副会長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。

## 第8章 部会

(部会)

第45条 会長の諮問に応じて獣医業務に関する職域別専門的事項について審議するため、本会に部会を置く。

2 部会の設置、組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が規程で定める。

## 第9章 資産及び会計

(財産の構成)

第46条 本会の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金等
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

2 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会で報告するものとする。

また、これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決によって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、総会における総一般会員の半数以上であって、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第52条 本会は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局



(設置等)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免する。その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が規程で定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の公告の方法は電子公告による。

2 事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第13章 補則

(委任)

第56条 この定款が定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議による。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 日高 真千子

理事 松本 秀行

理事 甲斐 睦喜

理事 間世田和久

理事 海蔵 俊一

理事 菊田 幹雄

理事 矢野 安正

理事 長岡 宣道

理事 奈須 祥泰

理事 岩田 篤徳

理事 大和田孝二

理事 萩尾 光美

理事 徳井 忠義  
理事 三重野由子  
理事 工藤 寛  
理事 足利 忠敬  
理事 井手口秀夫  
監事 村田 定信  
監事 黒木 知文  
監事 中里 盛次

4 この法人の最初の会長は足利忠敬とし、常務理事は井手口秀夫とする。